

## 伯耆町学校支援ボランティアバンク設置運営要項

### (趣旨)

第1条 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とした伯耆町学校支援地域本部事業の推進を図るため、伯耆町学校支援地域本部のなかに「伯耆町学校支援ボランティアバンク(以下「ボランティアバンク」という。)」を設置し、実施に関して必要な事項を定める。

### (管理主体)

第2条 ボランティアバンクの管理主体は、伯耆町学校支援地域本部実行委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

### (登録の範囲)

第3条 ボランティアバンクに登録できる範囲は、伯耆町立小学校・中学校(以下「学校」という。)において伯耆町学校支援地域本部事業を推進するための活動とする。ただし、登録を募集する分野については、実行委員会がその都度定める。

### (登録の条件)

第4条 ボランティアバンクに登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人または団体とする。なお、未成年者の登録にあたっては、保護者の同意を必要とする。

- (1) 伯耆町学校支援地域本部事業及び登録制度の目的を理解し、賛同する者。
- (2) 伯耆町学校支援地域本部事業における活動に自らの能力を積極的に提供しようとする者。
- (3) 政治・宗教・営利活動を目的としない者。

### (登録の方法)

第5条 ボランティアバンクへの登録は、原則として一般公募とする。

### (登録の手続き)

第6条 ボランティアバンクに登録しようとする者は、個人登録申込書(様式第1号-1)に、また、団体で登録の場合は団体登録申込書(様式第1号-2-1)と団体会員登録用紙(様式第1号-2-2)に必要事項を記入し、実行委員会に提出するものとする。

### (登録内容の確認)

第7条 実行委員会は、登録申込書の提出があったときは、必要により、聞き取り調査等の方法により、申込書の記載事項の確認を行う。

(登録、登録者のリストの作成)

第8条 実行委員会は、ボランティアとして登録したときは、活動の分野、活動可能場所などを記載したボランティアバンクリストを作成する。

(登録の取消)

第9条 実行委員会は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、ボランティア登録者(以下「登録者」という。)のボランティア登録を取り消すことができる。

- (1) 登録取消届(様式第2号)の提出があったとき。
- (2) 登録者がボランティア登録事業を利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。
- (3) 申請内容に偽りがあったとき。
- (4) その他登録者として不適切と実行委員会が認めるとき。

(登録内容の変更)

第10条 登録者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに実行委員会へ登録変更届(様式第3号)を提出しなければならない。

(登録者の活動)

第11条 登録者が行うボランティア活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育活動支援
- (2) 教育環境整備支援
- (3) 登下校中の安全確保支援
- (4) 部活動支援
- (5) 学校行事に係る支援
- (6) その他、学校の支援要請に応じ地域本部が必要と認める活動

2 ボランティアバンクは、学校支援地域本部に設置する。

(ボランティア活動保険の加入)

第12条 実行委員会は、登録者をボランティア活動保険に加入させなければならない。この場合において、ボランティア活動保険に係る費用は、予算の範囲内において実行委員会が負担する。

2 実行委員会は、登録者が団体であるときは、ボランティア活動保険の加入に当たり、必要に応じて加入できる人数に制限を設けることができる。

3 ボランティア活動中の事故によって被った損害については、原則としてボランティア活動保険の範囲内において補償する。

(費用負担)

第13条 登録者の活動に当たっては、無償とする。

(個人情報の保護)

第14条 実行委員会は、ボランティア派遣事業で登録した個人情報の保護について十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 登録者及び派遣先団体は、個人情報の保護について認識し、ボランティア活動の実施に当たって知り得た個人情報の保護に十分に配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 登録者は、ボランティア活動の実施に当たり、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録者でなくなった場合においても同様とする。

2 派遣先団体は、ボランティア活動の実施に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。ボランティア活動が終了した後においても同様とする。

(研修)

第16条 登録者は、必要に応じて実行委員会が開催する研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(運営に関する事務)

第17条 ボランティアバンクの運営に関する庶務は、伯耆町学校支援地域本部実行委員会事務局(伯耆町教育委員会事務局)において処理する。

2 ボランティア派遣の調整その他ボランティア登録派遣事業を円滑に実施するため、実行委員会にコーディネーターを配置し、コーディネーターがボランティア登録派遣事業に関することを行う。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成21年6月22日から施行する。